

長野県公衆衛生専門学校管理規則（抜粋）

（進級及び卒業）

第13条 学生の進級又は卒業は、学業成績、実習成績、出席状況等について評定の上校長が決定する。ただし、欠席日数が第3学年の所定の授業日数の3分の1を超える者については、卒業を決定することができない。

2 前項の規定により卒業を決定された者には、卒業証書を授与する。

一部改正〔昭和43年規則59号・55年11号・62年38号・平成31年13号〕

長野県公衆衛生専門学校細則（抜粋）

（卒業証書）

第16条 校長は、規則第13条第2項の規定により卒業証書（様式第10号）を授与する。

（専門士の称号付与）

第17条 校長は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日文部省告示第84号）の規定により、称号付与書（様式第11号）を授与して専門士（医療専門課程）の称号を付与する。